

第 70 回接続委員会 議事概要

日時 令和 6 年 10 月 21 日（月）16:01～16:28

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、西村 暢史委員、山下 東子委員、青柳 由香専門委員、
関口 博正専門委員、高橋 賢専門委員、橋本 悟専門委員

総務省 大村電気通信事業部長、井上料金サービス課長、齊藤料金サービス課
課長補佐

【議事概要】

・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正について【諮問第 3 1 8 3 号】

- 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

＜電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正について＞

【主な発言等】

（橋本専門委員）

資料 9 ページ意見 4 の内容に関連するが、メタル I P 電話とワイヤレス固定電話、ひかり電話という 3 つを加重平均して同一の接続料になるということは、それぞれサービスのクオリティーを変えたり、そのクオリティーに合わせて料金を変えたりして、販売促進したり、利益を出したりという商品の差別化ができなくなってしまうかと思う。

同一の接続料にして差別化しない理由として、設備の共有部分が多いため、実際には料金を差別化しようとしてもそこまで大きな差にならないということが 1 点目。商品の差別化をして、様々な戦略をとって、企業が販売促進するよりも、既存のネットワークを維持することのほうが利用者の便益は大きいだろうと考えられることが 2 点目。そして、サービスのクオリティーを実際に分けようとしたところで、あまり差はつかず、そのような差別化をする意味はないということが 3 点目。これらの理解でよろしいのかどうか確認させていただきたい。

（齊藤料金サービス課課長補佐）

御指摘のとおりと認識をしている。

電話のサービスの接続料の在り方については、特に関係事業者からの御意見等も聴取する中で、移行に伴う網の構成等を大部分で共有していることや、提供品質等も類似しているといった観点に加えて、事業者間の精算や協議の負荷軽減の観点からも、メタル IP 電話とひかり電話の接続料を同一として算定することを適当としてほしいという意見が多く寄せられたという背景がある。

そのため、これらのサービスは、差別化して競争的にしていくものではなく、類似のサービスとして捉え、事業者の負担も踏まえつつ、全体のネットワークを保持していくことを念頭に置いているものと認識をしている。

(相田主査)

補足すると、現状では、基本的に 0120 等のサービス呼を除き、電話をかけるときには発信者側に課金され、料金も発信者側の事業者が値段を決めている。そして、もし別料金を設定する場合に、接続料は、着信側がどのような電話を使っているかで決まってくる。そのため、サービスによって値段に格差をつけることで差別化するという枠組みになじみにくいという議論もあったかと思う。

(相田主査)

特に変更すべきという御意見はなかったため、10 月 31 日に開催される電気通信事業部会には、報告書(案)のとおり報告することとしたい。